**生活協同組合ナチュラルコープヨコハマ　利用規程**

生活協同組合ナチュラルコープヨコハマの組合員が利用した商品・サービス等の代金支払についての利用規程です。

1. 支払方法
	1. 金融機関口座からの自動振替で支払うこととし、口座振替の登録は生協加入時に行うものとします。
	2. 口座登録用紙提出後、登録完了までには一か月ほど掛かります。それまでは請求書届け時に同封されている払込取扱票をもって郵便局の窓口でのお支払いとなります。
2. 代金支払日
	1. 代金の口座振替は毎月２７日とします。

但し、その指定日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日に口座振替を行います。

３．利用制限

　　①　受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。

生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。

４．利用停止

①　８週連続以上でご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届け

を停止することができます。

②　毎月２７日の口座振替日に振替ができない場合は、翌月5日（前後）までにナチュラルコープ指定口座へ払い込みます。再度口座振替を行ったにも関わらず振替が出来ない場合は、お届けを停止させていただく場合もあります。

1. 以下の場合、利用停止になります。

・支払等、本利用規程に違反する恐れがある場合

・換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合

・一般の家庭で消費する限度額を超えると判断した場合

・利用状況により、当生協が不適当であると判断した場合

④　過去履歴で口座振替不能である場合は利用が認められません。またその同一生計、同一世帯、その関係者は利用ができません。

５．口座振替不能の場合の措置

①　口座振替不能となった場合の支払い方法

・口座振替不能となった場合は生協が指定する口座へ振込とさせていただきます。その際の振込手数料は組合員負担とさせていただきます。

６．債務不履行の場合の措置

①　度重なる請求催告にもかかわらず、組合員が指定した支払期日内に代金支払いがなされない場合、組合は代金回収のため法的手続きないしは、組合の指定する債権回収業者又は弁護士へ委託を行います。

②　債権回収業者又は弁護士へ委託した場合、組合は委託先に必要な情報を提供し、委託先から必要な情報を受け取ることが出来ます。

③　組合は債権回収業者又は弁護士へ回収業務を委託して、代金の支払いが完済された場合でも、組合の定款第１２条に基づき、当該組合員を「除名」することが出来ます。

７．合意管轄裁判所

①　組合員は、組合員と組合との諸契約に関する訴訟について管轄裁判所を組合本部

の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとします。

８．改廃

　　　この規程は2020年4月1日から施行します。

この規程の改廃は、専務理事が行います。